

福井地区のタクシー運賃改定申請（要請）状況について

福井地区におけるタクシーの運賃改定申請（要請）については、令和8年1月9日に、申請（要請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の合計車両数の5割を超えたので、お知らせします。

●福井地区（令和8年1月9日現在）

申請（要請）状況	申請（要請）車両数（両）	申請（要請）率（%）	地域の全体車両数（両）
（最初の申請日） 令和7年12月22日	403	50.63%	796
（3ヶ月経過日） 令和8年3月23日			

福井地区…福井県全域

※運賃改定は、最初に申請（要請）があった時から3ヶ月の期間の間に申請（要請）を受け付け、申請（要請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

連絡先

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036